# 「eシールのユースケース」に関する見解

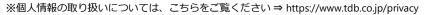
### 2020年10月

株式会社帝国データバンク 業務推進部サービスサポート課 TDB企業コード:986700000

法人番号:7010401018377

- ※本文において株式会社帝国データバンクをTDBと省略しています。
- ※内容は、説明者の個人的見解であることをお断りいたします。
- ※内容は、TDBが実施することを保証するものではありません。

※本資料の一部、全部を問わず、株式会社帝国データバンクの承諾なく、引用・複製または第三者へ開示することを禁じます。 ※本資料の画面および機能は、一部変更となる場合があります。





### TDBと提供サービス



<TDB>

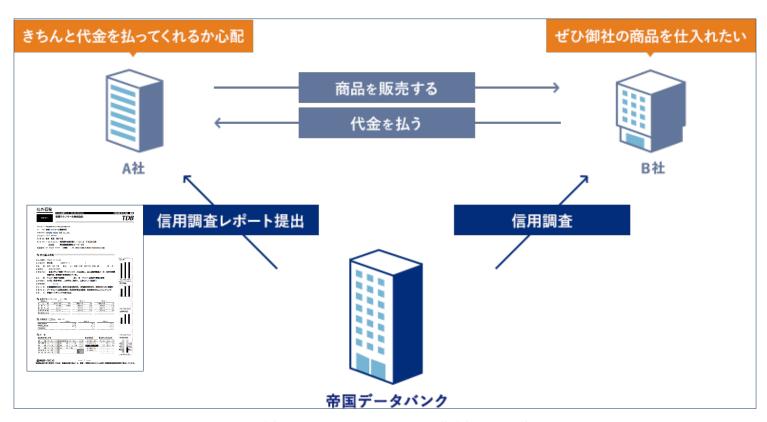
1900年創業以来「企業信用調査」を実施。

全国1,700人の調査員が直接訪問し、企業の実在を確認(現地確認)。

<提供サービス:信用調査>

企業同士が取引にあたり相手を知るために行う調査。例えば、A社がB社の新規取引時に、B社の支払能力など情報が必要だが、A社がB社に対し詳細を質すのは難しい。

そこでTDBがA社に代わりB社を訪問、B社の経済状況情報(長所や技術力など「信用」裏付情報)を第三者として収集。B社の経営課題把握と同時に、課題解決施策や将来展望もヒアリングし、レポートをA社に提出。



# 本日のプレゼン項目



- 1. TDBが「発出」する電子データへのeシール付与
- 2. TDBが「確認」する電子データへのeシール付与
- 3. TDBが「提案」するeシール制度実現検討事項案

# 1.TDBが発出する電子データへのeシール付与:Part1



### 1. eシール付与対象(想定)

① TDBがお客さまへインターネット納品する「調査レポート」 TDBがお客さまへインターネット納品するデータ

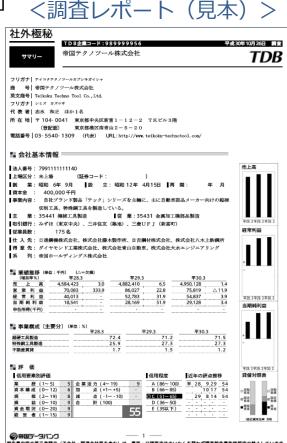
② APIを通じて提供するデータ(TXT、CSV)

### 2. 現状のリスク

- A) <u>なりすまし偽造</u>悪意の第三者がレポート体裁を悪用、TDBになりすまし レポートを偽造
  - ▶善意の第三者が、偽造レポートに基づき判断を誤り、 被害を被る
  - ▶レポート対象社が、場合によっては業務を妨害され、 被害を被る
  - ▶TDBは、在らぬ嫌疑がかけられ、 本来不要な対処を 余儀なくされる
- B) <u>悪意の改竄</u>

与信利用データが、与信判断する社内で改竄

- ▶改竄データに基づく誤った判断により、同社が被害を被る
- ▶TDBは、在らぬ嫌疑がかけられ、 本来不要な対処を余儀なくされる



## 1.TDBが発出する電子データへのeシール付与:Part1



### 3. eシール付与による実現と効果

- A) データ受領側
  - ▶ TDBが発出元と判明、仮にeシールが無ければTDB以外と判断が可能(発出元証明)
  - ▶ 改竄も検知可能、仮に改竄を検知すれば無効なデータと判断が可能(改竄検知)
- B) データ発出元
  - ▶ 調査レポート作成者が、「TDBであること」を明示可能(発出元証明) 仮にeシール未付与の場合は「TDB以外の偽造」であると主張が可能
  - ➤ TDBが発出した以降に、改竄の形跡有無を明示可能(改竄検知) 仮に改竄が検知されれば「TDB以外の第三者による改竄」であると主張が可能

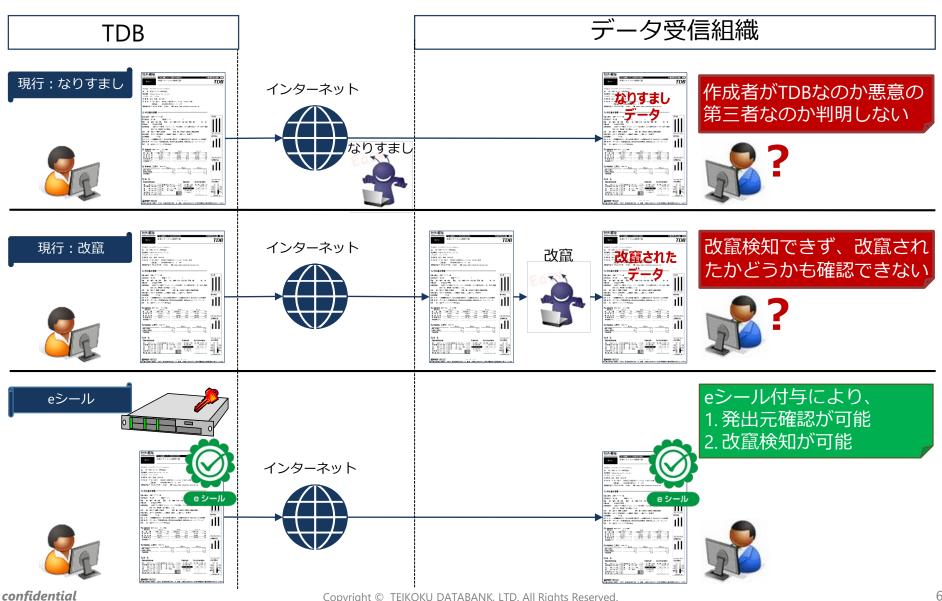
#### 4. eシールであることが望ましい理由

- i. 電子署名も以前に検討したが、発出データ(調査レポート、納品データ)は署名押印 (意思表示)が不要であることから過剰性能と判断し、断念 発出元証明・改竄検知が可能なeシールは、現業に適すると思料
- ii. 電子署名の検討において、自然人(担当者)が電子証明書に記載(格納)され、人事 異動等により担当者でなくなった場合、電子証明書の失効、および新担当者での発行 が必要で業務として煩雑となることも、断念した事由 eシールは、担当者変更を事由とする失効・発行が不要であることもメリット

# 1.TDBが発出する電子データへのeシール付与:Part2 💝 🍽 データバンコ



元データにeシールが付与されることで発出元確認および改竄検知が可能となり、データの信頼性向上を実現。



# 2.TDBが確認する電子データへのeシール付与Part1



#### 1. 企業などが発出する内容

① 会社法第440条に基づく公告

: 貸借対照表の要旨(大会社は、貸借対照表・損益計算書)

② 会社が公知する内容

会社案内、プレスリリース、新製品・ サービス案内など

③ 民間機関が、第三者として公知する内容・ 特定者向けに発出する内容

: 企業の保持する資格・免許・認定の公表など

#### 2. 非対面のリスク

昨今のコロナ過により「対面から非対面の場面」が増加 以下のリスクも上昇

#### A) データ受領側

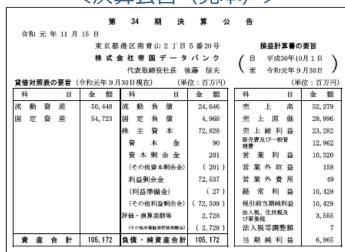
対面では問題では無かったことが、非対面ではリスク

- ▶ フリーアドレスからの発出、ファイルのプロパティ改竄など
- ▶ データの発出元に関する真正性・完全性確認が難しい
- B) データ発出元(社内を含む)

発出側も、非対面ではデータの真正性・完全性証明が難しい

- ▶ 過去に、改竄データによる問題が多数発生(品質・検査・融資のデータなど)
- ▶ 改竄に因り、広範な関係先が被害を被り、最悪の場合は一般ユーザを巻き込み信用不安 や甚大な被害も余儀なくされる

#### <決算公告(見本)>



# 2.TDBが確認する電子データへのeシール付与Part1



### 3. eシール付与による実現と効果(非対面リスクの回避)

### A) データ受領側

- ▶ 発出元が判明、仮にeシールが無ければ発出元以外と判断が可能(発出元証明)
- ▶ 改竄も検知可能、仮に改竄を検知すれば無効なデータと判断が可能(改竄検知)
- ▶真正性確認作業も、簡素化(或いは自動化)が可能(業務効率化)

### B) データ発出元

- ➤ 発出元の明示が可能。仮にeシールが無ければ明確に否認が可能(発出元証明)
- ▶ 改竄が検知されれば「第三者による改竄」であると、主張が可能(改竄検知)。
- ▶ 真正性・完全性の明示が簡素化(或いは自動化)が可能(業務効率化)

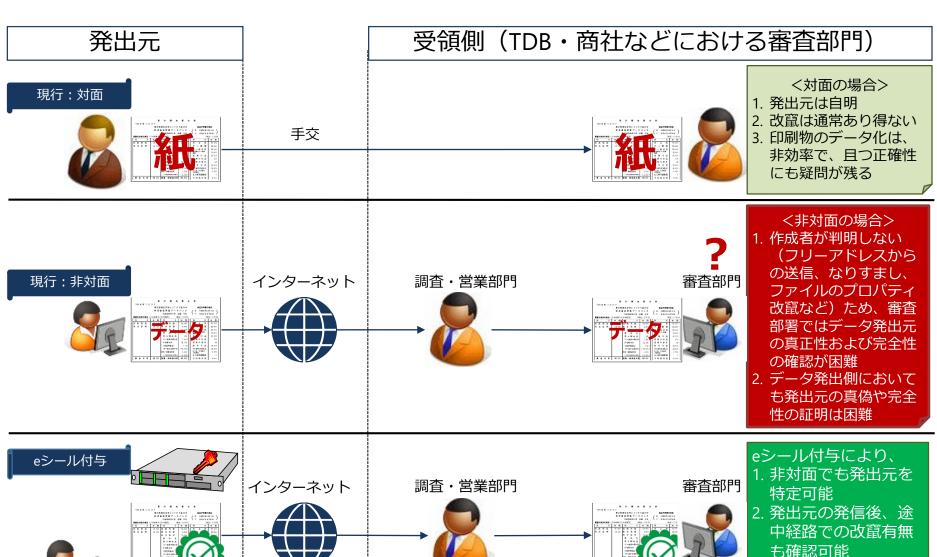
### 4. eシール付与が望ましい理由

- i. 電子署名も活用方法としてあり得るが、発出データの特性上、署名押印(=意思表示)まで求められていないものと想定 (ただし、業法などによっては「電子署名=意思表示」が必要な場合も存在)
- ii. 電子署名の場合、自然人(発出元の担当者など)が電子証明書に記載(格納)され、 人事異動などにより担当者変更となった場合は、電子証明書の失効、および新担当者 での発行が必要で業務は煩雑。eシールは、担当者変更による失効・発行が不要

# 2.TDBが確認する電子データへのeシール付与:Part2



元データにeシールが付与されることで、非対面のリスクを回避し、データの信頼性向上を実現。



3. 確認処理で自動化を 実現、正確性も確保

confidential

# 3. TDBが「提案」するeシール制度実現検討事項案



1. eシールに関する「統一制度」を期待

理由:類似制度が乱立しない「統一制度」が、ユーザの混乱を防止 以下の観点で検討を希望

- ①民間認証機関の在り方と政府の関わり方の指針
- ②認証対象の確定
- ③国際相互運用性を確保可能な方法
- 2. eシールに関する「認証基準」を期待

理由:「第三者発行で無いオレオレ証明書」の無い「統一基準」がユーザの 混乱を防止

- ▶ 民間認証制度の認証基準の検討、eシール証明書プロファイル、など
- 3. その他(他の制度(法令、ガイドライン)への位置付けの整理等)

理由:利用者への周知および他制度との混同を防止

▶ 電子署名とeシールの違いを広報する、など 例、TDBにおける検討 発出元証明として電子署名も検討したが、元々、発出データは署名押印 (意思表示)が不要であることから断念。 発出元証明・改竄検知が可能なeシールは、現業に適すると思料

光山元証明・以鼠快知が可能なeシールは、現実に廻りると思科 (※業法によっては電子署名が必要な場合もあり得ると想定)



# 弊社はネットワーク上の商空間においても 安全かつ健全な企業活動を支援します

- 当資料は現時点での一般的な情報に基づいて作成しており、その情報の正確性、完全性および適合性について保証するものではありません。
- 当資料により、貴社と弊社の間には何ら契約関係が発生するものではなく、弊社が 法的な義務・責任を負うものではありません。
- 専門的知識や法律に係る問題については、貴社の顧問弁護士、税理士などの専門家にご相談ください。
- 当資料は著作権法と不正競争防止法上の保護を受けています。当資料の一部あるいは全部について、株式会社帝国データバンクから文書による承諾を得ずに、いかなる方法においても無断で複写、複製、ノウハウの使用、企業秘密の展開等をすることは禁じられています。



法人番号:7010401018377 TDB企業コード:986700000

業務推進部サービスサポート課 電話:03-5775-3134(直通) e-mail:ecinfo@tdb.co.jp